

国 港 総 第 7 1 8 号
国 港 技 第 1 0 4 号
令 和 2 年 3 月 3 1 日

各地方整備局
総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局 総務課長
技術企画課長
(公印省略)

「国土交通省港湾空港関係直轄工事における
技術提案・交渉方式の運用について」の一部改正について

仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）について、「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用について」（令和元年9月12日付け国港総第269号、国港技第46号）により通知したところである。

今般、適用事例が蓄積され、新たに生じた課題点等に対応するため「国土交通省港湾空港関係直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」の一部を改正することとしたので、本ガイドラインを参照しつつ、より一層の技術提案・交渉方式の適切な運用に努められたい。